

組織再編成に係る主要な事項の明細書の記載要領等

1 この明細書は、組織再編成（合併、分割、現物出資（新株予約権付社債に付された新株予約権の行使に伴うその新株予約権付社債についての社債の給付を除きます。以下同じです。）、法人税法（以下「法」といいます。）第2条第12号の5の2に規定する現物分配（以下「現物分配」といいます。）、株式交換又は株式移転をいいます。以下同じです。）が行われた場合に、その組織再編成の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める法人に係る法第74条第3項の規定により確定申告書に添付する法人税法施行規則第35条第1項第7号又は第61条の5第1号ホ若しくは第2号ホに規定する明細書として使用します。

- (1) 合併 その合併に係る被合併法人及び合併法人
- (2) 分割 その分割に係る分割法人及び分割承継法人
- (3) 株式交付以外の現物出資 その現物出資に係る現物出資法人及び被現物出資法人
- (4) 現物分配 その現物分配に係る現物分配法人及びその現物分配（適格現物分配に限ります。）に係る被現物分配法人
- (5) 株式交換 その株式交換に係る株式交換完全親法人及び株式交換完全子法人
- (6) 株式移転 その株式移転に係る株式移転完全親法人及び株式移転完全子法人
- (7) 株式交付 その株式交付に係る株式交付親会社（会社法第774条の3第1項第1号に規定する株式交付親会社をいいます。以下同じです。）

なお、その組織再編成が次に掲げるものである場合には、それぞれ次に定める各欄の記載は要しません。

- (8) 株式分配以外の現物分配 「株式保有関係6」から「支配株主の株式の保有状況12」までの各欄
- (9) 株式分配（租税特別措置法第68条の2第1項の規定の適用により株式分配に該当するもの（以下「認定株式分配」といいます。）を除きます。）又は単独新設分割型分割（分割型分割に該当する分割で法人税法施行令（以下「令」といいます。）第4条の3第6項第1号に規定する単独新設分割であるものをいい、中間型分割（分割法人が分割により交付を受ける法第2条第12号の9イに規定する分割対価資産の一部のみをその分割法人の株主等に交付する分割をいいます。）を除きます。）「株式保有関係6」、「関連事業9」、「事業規模10」及び「支配株主の株式の保有状況12」の各欄
- (10) 認定株式分配 「株式保有関係6」のうち、該当する条項及び間接保有の各欄並びに「関連事業9」、「事業規模10」及び「支配株主の株式の保有状況12」の各欄
- (11) 株式交付 「適格区分5」から「支配株主の株式の保有状況12」までの各欄

また、この明細書は、組織再編成が複数ある場合にはその組織再編成ごとに、組織再編成に係る相手方が複数ある場合にはその相手方ごとに作成し、この明細書に記載しきれない項目については適宜の用紙に記載し添付してください。

2 「提出対象法人の区分、組織再編成の態様及び組織再編成の日1」の「区分」欄はこの明細書の提出対象法人の組織再編成に係る法人区分を○で囲み、「態様」欄は該当する組織再編成を○で囲みます。

また、「組織再編成の日」欄は、次に掲げる組織再編成の区分に応じそれぞれ次に定める日を記載します。

- (1) 合併 合併の効力を生ずる日（新設合併（法第2条第12号の8イに規定する新設合併をいいます。以下同じです。）の場合は、新設合併に係る合併法人の設立登記の日）
- (2) 分割 分割の効力を生ずる日（新設分割（令第4条の3第6項第1号に規定する新設分割をいいます。以下同じです。）の場合は、新設分割に係る分割承継法人の設立登記の日）
- (3) 株式交付以外の現物出資 資産又は負債の移転があった日（新設現物出資（令第4条の3第13項第1号に規定する新設現物出資をいいます。以下同じです。）の場合は、新設現物出資に係る被現物出資法人の設立登記の日）
- (4) 現物分配 資産の移転があった日
- (5) 株式交換 株式交換の効力を生ずる日
- (6) 株式移転 株式移転完全親法人の設立登記の日
- (7) 株式交付 株式交付の効力を生ずる日

3 「相手方の区分、名称及び所在地2」の「区分」欄は、この明細書の提出対象法人の組織再編成に係る相手方の法人区分を○で囲みます。

また、「名称」及び「所在地」欄は、その相手方の名称及び所在地を記載します。

4 「移転した（又は交付した）資産又は負債の明細3」は、次に掲げる組織再編成の区分に応じそれぞれ次により記載します。

- (1) 合併、分割、株式交付以外の現物出資及び現物分配 合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人その他の株主等に移転した資産又は負債の種類及び価額（その組織再編成が適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配の場合には、移転直前の帳簿価額）を記載します。
- (2) 株式交付 株式交付子会社（会社法第774条の3第1項第1号に規定する株式交付子会社をいいます。以下同じです。）の株主に対して交付した株式交付親会社の株式その他の資産の数又は価額を記載するとともに、「株式交付にあつては左の算定根拠」欄にはその算定根拠を記載します。また、その株式交付子会社の株主に対して交付したその株式交付親会社の株式その他の資産の数又は価額の算定の根拠を明らかにする事項を記載した書類をこの明細書に添付してください。
- 5 「移転を受けた資産又は負債の明細4」は、次に掲げる組織再編成の区分に応じそれぞれ次により記載します。
- (1) 合併、分割、株式交付以外の現物出資及び適格現物分配 被合併法人等（被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人をいいます。以下同じです。）から移転を受けた資産又は負債の種類及び価額（その組織再編成が適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配の場合には、被合併法人等の移転直前の帳簿価額）を記載します。
- (2) 株式交換、株式移転及び株式交付 株式交換完全子法人の株主、株式移転完全子法人の株主又は株式交付子会社の株主から移転を受けた資産の種類及び取得価額を記載します。
- 6 「適格区分5」は、その組織再編成が適格組織再編成（適格合併、適格分割、適格現物出資、適格現物分配、適格株式分配、適格株式交換等又は適格株式移転をいいます。以下同じです。）の場合には「適格」を○で囲み、該当する条項を（ ）内に記載します。また、その組織再編成が適格組織再編成以外の組織再編成の場合には「その他」を○で囲みます。
- 7 「株式保有関係6」は、当事者間の株式保有関係が令第4条の3第2項、第3項、第6項、第7項、第13項、第14項、第18項、第19項、第21項又は第23項のいずれの關係に該当するかにより、該当する条項を記載します。
- また、組織再編成の前後における次に掲げる株式（出資を含みます。以下同じです。）の保有割合を記載します。
- (1) 直接保有の株式の保有割合 一方の法人が保有する他方の法人の株式の数（出資にあつては金額。以下同じです。）がその他方の法人の発行済株式等の総数（出資にあつては総額。以下同じです。）のうちに占める割合
- (Ⅱ) 提出対象法人が認定株式分配に係る現物分配法人である場合には、その現物分配法人が保有するその認定株式分配に係る完全子法人（法第2条第12号の15の2に規定する完全子法人をいいます。以下同じです。）の株式の数がその完全子法人の発行済株式等の総数のうちに占める割合を記載します。
- (2) 間接保有の株式の保有割合 一方の法人が令第4条の2第1項及び第2項の規定により他方の法人の株式を保有するものとみなされた法人である場合のその保有するものとみなされた株式の数が、その他方の法人の発行済株式等の総数のうちに占める割合
- 8 「従業者の数7」は、次に掲げる提出対象法人の区分に応じそれぞれ次により記載します。
- (1) 合併に係る被合併法人 「組織再編成前」欄はその被合併法人のその合併直前の従業者の数を記載し、「組織再編成後」欄はその数のうちその合併後に法第2条第12号の8ロ(1)又は令第4条の3第4項第3号に規定する合併法人の業務に従事する者の数を記載します。
- (2) 分割に係る分割法人 「組織再編成前」欄はその分割法人のその分割前に行っていた事業（その分割により分割承継法人において行われることとなるものに限ります。）に係る従業者の数を記載し、「組織再編成後」欄はその数のうちその分割後に法第2条第12号の11ロ(2)又は令第4条の3第8項第4号若しくは同条第9項第4号に規定する分割承継法人の業務に従事する者の数を記載します。
- (3) 株式交付以外の現物出資に係る現物出資法人 「組織再編成前」欄はその現物出資前に行っていた事業（その現物出資により被現物出資法人において行われることとなるものに限ります。）に係る従業者の数を記載し、「組織再編成後」欄はその数のうちその現物出資後に法第2条第12号の14ロ(2)又は令第4条の3第15項第4号に規定する被現物出資法人の業務に従事する者の数を記載します。
- (4) 株式分配に係る現物分配法人 「組織再編成前」欄はその株式分配に係る完全子法人のその株式分配直前の従業者の数を記載し、「組織再編成後」欄はその数のうちその株式分配後に完全子法人の業務に引き続き従事する者の数を記載します。
- (5) 株式交換に係る株式交換完全子法人 「組織再編成前」欄はその株式交換完全子法人のその株式交換直前の従業者の数を記載し、「組織再編成後」欄はその数のうちその株式交換後に法第2条第12号の17ロ(1)に規定する株式交換等完全子法人の業務又は令第4条の3第20項第3号に規定する株式交換完全子法人の業務に引き続き従事する者の数を記載します。
- (6) 株式移転に係る株式移転完全子法人 「組織再編成前」欄はその株式移転完全子法人の株式移転直前の従業者の数を記載

し、「組織再編成後」欄はその数のうちその株式移転後に法第2条第12号の18ロ(1)又は令第4条の3第24項第3号に規定する株式移転完全子法人の業務に引き続き従事する者の数を記載します。

9 「組織再編成前の主要事業等8」は、次に掲げる提出対象法人の区分に応じそれぞれ次により記載します。

- (1) 合併に係る被合併法人 その合併前に行っていた主要な事業を記載し、その記載した事業が法第2条第12号の8ロ(2)又は令第4条の3第4項第4号に規定する合併法人において引き続き行われる場合には「継続」を○で囲み、その記載した事業が「関連事業9」欄に記載した事業と関連する場合には「関連」を○で囲みます。
- (2) 合併（新設合併を除きます。）に係る合併法人 その合併前に行っていた事業を記載し、その記載した事業が「関連事業9」欄に記載した事業と関連する場合には、「関連」を○で囲みます。
- (3) 分割に係る分割法人 その分割前に行っていた事業のうち、その分割により分割承継法人において行われることとなるものを記載し、その記載した事業が法第2条第12号の11ロ(3)又は令第4条の3第8項第5号若しくは同条第9項第5号に規定する分割承継法人において引き続き行われる場合には「継続」を○で囲み、その記載した事業が「関連事業9」欄に記載した事業と関連する場合には「関連」を○で囲みます。
- (4) 分割（新設分割を除きます。）に係る分割承継法人 その分割前に行っていた事業を記載し、その記載した事業が「関連事業9」欄に記載した事業と関連する場合には、「関連」を○で囲みます。
- (5) 株式交付以外の現物出資に係る現物出資法人 その現物出資前に行っていた事業のうち、その現物出資により被現物出資法人において行われることとなるものを記載し、その記載した事業が法第2条第12号の14ロ(3)又は令第4条の3第15項第5号に規定する被現物出資法人において引き続き行われる場合には「継続」を○で囲み、その記載した事業が「関連事業9」欄に記載した事業と関連する場合には「関連」を○で囲みます。
- (6) 株式交付以外の現物出資（新設現物出資を除きます。）に係る被現物出資法人 その現物出資前に行っていた事業を記載し、その記載した事業が「関連事業9」欄に記載した事業と関連する場合には、「関連」を○で囲みます。
- (7) 株式分配に係る現物分配法人 その株式分配に係る完全子法人のその株式分配前に行っていた主要な事業を記載し、その記載した事業が完全子法人において引き続き行われる場合には「継続」を○で囲みます。
- (8) 株式交換に係る株式交換完全親法人 その株式交換前に行っていた事業を記載し、その記載した事業が「関連事業9」欄に記載した事業と関連する場合には、「関連」を○で囲みます。
- (9) 株式交換に係る株式交換完全子法人 その株式交換前に行っていた主要な事業を記載し、その記載した事業が法第2条第12号の17ロ(2)に規定する株式交換等完全子法人又は令第4条の3第20項第4号に規定する株式交換完全子法人において引き続き行われる場合には「継続」を○で囲み、その記載した事業が「関連事業9」欄に記載した事業と関連する場合には「関連」を○で囲みます。
- (10) 株式移転に係る株式移転完全子法人 その株式移転前に行っていた事業を記載し、その記載した事業が法第2条第12号の18ロ(2)又は令第4条の3第24項第4号に規定する株式移転完全子法人において引き続き行われる場合には「継続」を○で囲み、その記載した事業が「関連事業9」に記載した事業と関連する場合（いずれかの事業が主要な事業である場合に限り）には「関連」を○で囲みます。

10 「関連事業9」は、次に掲げる提出対象法人の区分に応じそれぞれ次により記載します。

- (1) 合併（新設合併を除きます。）に係る被合併法人 その合併に係る合併法人のその合併前に行っていた事業で「組織再編成前の主要事業等8」欄に記載した事業と関連するもの
- (2) 新設合併に係る被合併法人 その新設合併に係る他の被合併法人のその新設合併前に行っていた主要な事業で「組織再編成前の主要事業等8」欄に記載した事業と関連するもの
- (3) 合併（新設合併を除きます。）に係る合併法人 その合併に係る被合併法人のその合併前に行っていた主要な事業で「組織再編成前の主要事業等8」欄に記載した事業と関連するもの
- (4) 分割（新設分割を除きます。）に係る分割法人 その分割に係る分割承継法人のその分割前に行っていた事業で「組織再編成前の主要事業等8」欄に記載した事業と関連するもの
- (5) 新設分割に係る分割法人 その新設分割に係る他の分割法人のその新設分割前に行っていた事業のうち、その新設分割により分割承継法人において行われることとなるもので「組織再編成前の主要事業等8」欄に記載した事業と関連するもの
- (6) 分割（新設分割を除きます。）に係る分割承継法人 その分割に係る分割法人のその分割前に行っていた事業で「組織再編成前の主要事業等8」欄に記載した事業と関連するもの

- (7) 株式交付以外の現物出資（新設現物出資を除きます。）に係る現物出資法人 その現物出資に係る被現物出資法人のその現物出資前に行っていた事業で「組織再編成前の主要事業等8」欄に記載した事業と関連するもの
- (8) 新設現物出資に係る現物出資法人 その新設現物出資に係る他の現物出資法人のその新設現物出資前に行っていた事業のうち、その新設現物出資により被現物出資法人において行われることとなるもので「組織再編成前の主要事業等8」欄に記載した事業と関連するもの
- (9) 株式交付以外の現物出資（新設現物出資を除きます。）に係る被現物出資法人 その現物出資に係る現物出資法人のその現物出資前に行っていた事業で「組織再編成前の主要事業等8」欄に記載した事業と関連するもの
- (10) 株式交換に係る株式交換完全親法人 その株式交換に係る株式交換完全子法人のその株式交換前に行っていた主要な事業で「組織再編成前の主要事業等8」欄に記載した事業と関連するもの
- (11) 株式交換に係る株式交換完全子法人 その株式交換に係る株式交換完全親法人のその株式交換前に行っていた事業で「組織再編成前の主要事業等8」欄に記載した事業と関連するもの
- (12) 株式移転に係る株式移転完全子法人 その株式移転に係る他の株式移転完全子法人のその株式移転前に行っていた事業で「組織再編成前の主要事業等8」欄に記載した事業と関連するもの
- 11 「事業規模10」の「指標」欄は、令第4条の3第4項第2号、第8項第2号、第15項第2号、第20項第2号又は第24項第2号の規定により事業の規模を比較する場合に採用した指標を○で囲みます。なお、「その他」の指標により事業の規模を比較した場合には、（ ）内にその指標を簡記します。
- 12 「特定役員等の役職名及び氏名11」は、次に掲げる提出対象法人の区分に応じそれぞれ次の者について記載します。
- (1) 合併に係る被合併法人 その合併前にその被合併法人の特定役員（令第4条の3第4項第2号に規定する特定役員をいいます。以下同じです。）であった者でその合併後に合併法人の特定役員となった者
- (2) 分割又は現物出資に係る分割法人又は現物出資法人 その分割又は現物出資前にこれらの法人の役員等（令第4条の3第8項第2号又は第9項第2号に規定する役員等をいいます。）であった者でその分割又は現物出資後に分割承継法人又は被現物出資法人の特定役員となった者
- (3) 株式分配に係る現物分配法人 その株式分配に係る完全子法人の特定役員である者
- (4) 株式交換又は株式移転に係る株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人 これらの法人の特定役員である者
- 13 「支配株主の株式の保有状況12」は、合併、分割型分割、株式交換又は株式移転の直前に被合併法人、分割法人、株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人に支配株主（令第4条の3第4項第5号、第8項第6号イ、第20項第5号又は第24項第5号に規定する支配株主をいいます。以下同じです。）がいる場合に、その支配株主の氏名又は名称及びその支配株主が有する被合併法人、分割法人、株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人の株式の数を記載します。
- また、その合併、分割型分割、株式交換又は株式移転によって交付される対価株式（令第4条の3第4項第5号、第8項第6号イ、第20項第5号又は第24項第5号に規定する対価株式をいいます。）の全部を継続して保有することが見込まれる場合には、「新株継続保有見込の有無」欄の「有」を○で囲みます。